

## 暴力団等の介入の排除に関する合意書

明日香村長（以下「甲」という。）と樞原警察署長（以下「乙」という。）は、明日香村の公の施設の管理に係る指定管理者の指定、審議会等の委員、アドバイザー等の委嘱、明日香村民企画事業の採択等公募により実施するものに関し、暴力団等の介入を排除するため、次に定める事項について合意し、相互の立場を尊重しつつ最大限の協力を行うものとする。

### （総則）

第1 甲は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定、審議会等の委員、アドバイザー等の委嘱、明日香村民企画事業の採択等に関し、公募により選定、選任又は選考（以下「指定管理者等の公募による選定等」という。）を行う場合において、当該指定管理者等の公募による選定等に応募した個人又は法人その他の団体（以下「指定管理申請者等」という。）が次のいずれかに該当するか否かについて、乙に対し照会することができるものとする。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
- ③ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
- ④ ①から③までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人その他の団体
- ⑤ 役員等（法人にあつては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあつては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
- ⑥ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人その他の団体

### （募集時における欠格事由の明示）

第2 甲は、指定管理者又は公募委員等（公募により選任等する審議会等の委員、アドバ

イザ一、明日香村民企画事業への提案者等をいう。以下同じ。)を募集する際には、募集要項に規定する申請又は応募に係る資格要件に第1に掲げる暴力団等の排除に係る欠格事由(以下「欠格事由」という。)を明記するものとする。

(照会の方法)

第3 甲は、第1の規定による照会を行う場合は、別記様式第1号により照会するものとする。

(募集時の照会に対する回答)

第4 乙は、甲から第3の照会を受けたときは、当該照会に係る個人又は法人その他の団体について確認又は調査の上、速やかにその結果を別記様式第2号により回答するものとする。

(暴力団等の排除措置)

第5 甲は、第4の規定による回答を受けた場合において、当該回答に係る指定管理申請者等が欠格事由に該当するものであるときは、当該指定管理申請者等を失格とするものとする。

(指定等の後における排除規定)

第6 甲は、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定において、当該指定管理者が欠格事由に該当することとなったときは、指定管理者の指定を取り消す旨の規定を設けるものとする。

2 甲は、公募委員等を募集する際の募集要項において、公募委員等が欠格事由に該当することとなったときは、当該公募委員等の解嘱、採択の取消し等(以下「解嘱等」という。)を行う旨の規定を設けるものとする。

(指定等の後における照会)

第7 甲は、指定管理者として指定した法人その他の団体又は公募委員等として委嘱し、若しくは採択したものが欠格事由に該当する疑いがあると認めるときは、乙に対し、別記様式第3号により照会することができるものとする。

(指定等の後における照会に対する回答)

第8 乙は、甲から第7の規定による照会を受けたときは、当該照会に係る個人又は法人その他の団体について確認又は調査の上、速やかにその結果を別記様式第4号により回答するものとする。

(指定等の後における排除措置)

第9 甲は、第8の規定による回答を受けた場合において、当該回答に係る指定管理者又は公募委員等が欠格事由に該当するものであるときは、当該指定管理者の指定を取り消し、又は公募委員等の解嘱等を行うものとする。

(欠格事由把握時の通知)

第10 乙は、事件捜査等を通じて、指定管理申請者等又は指定管理者若しくは公募委員等について、欠格事由に該当する事実があることを新たに把握したときは、甲に対して別記様式第5号により通知するものとする。

(通知に基づく排除措置)

第11 甲は、第10の規定による通知を受けたときは、当該通知に基づき、指定管理申請者等にあつては失格とし、指定管理者又は公募委員等にあつては指定を取り消し又は解嘱等を行うものとする。

(排除措置実施時の通知)

第12 甲は、第5、第9又は第11の規定による排除措置を行ったときは、乙に対して速やかに別記様式第6号により通知するものとする。

(協力の要請)

第13 甲は、第5、第9又は第11の規定による排除措置を行った後に当該排除措置の相手方からの苦情等のトラブルが生じたときは、その解決のための協力を乙に要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があつた場合には、可能な限りの協力を行うものとする。

(秘密の厳守)

第14 甲、乙は、相互の了解なくして、この合意書に基づき提供された情報を他に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第15 この合意書に定めのない事項又はこの合意書に定める事項に疑義が生じたときはその都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第16 この合意書は、平成18年12月13日から効力を生じるものとする。

この合意の成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年12月13日

甲 明日香村長

明日香 清



乙 榎原警察署長

松岡 幸司

